役員等報酬規程

社会福祉法人 奥津広済会

役員等報酬規程

目 次

第1条	目的	1
第 2 条	報 酬 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
第3条	出張命令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4条	旅費	1
第 5 条	タクシー運賃等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 6 条	宿泊料及び日当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第7条	私用車での出張・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第8条	旅費の精算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第9条	役員慶弔見舞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第10条	改廃の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
附則		1

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奥津広済会役員及び評議員選任・解任委員の報酬、旅費、慶弔見舞金等に関する事項を定め、適正な支出を図ることを目的とする。

(報酬)

- 第2条 役員報酬は、理事会に出席した理事・監事及び評議員会に出席した評議員に対して役員報酬として、1回につき10,000円を限度に支払うことができる。
- 2 理事・監事が理事会以外の日において、法人業務の運営のために業務に当たった場合は、1回につき10,000円を限度に支払うことができる。
- 3 役員等報酬は、評議員選任・解任委員会に出席した委員に対して役員等報酬として、1回につき10,000円を限度に支払うことができる。

(出張命令)

第3条 理事長は、法人運営に必要な役員研修、その他業務の円滑な遂行を図るために、出張命令を発することができる。

(旅費)

第4条 旅費は、合理的な経路により計算した実費とする。ただし、予算の都合により打ち切り旅費を支給することができる。

(タクシー運賃等)

第5条 出張中、タクシー、ハイヤーその他これに準ずる交通機関を利用した場合で、特に法人が必要と認めた場合は、その実費を支給する。

(宿泊料及び日当)

第6条 宿泊料及び日当は次のとおりとする。

宿泊料(上限)	日当(1日当)
13,800円	3,500円(県内) 5,000円(県外)

2 研修会等で宿泊先の指定の場合、その他業務の都合により、所定の宿泊料で 不足となる場合で、 法人が認めた場合に限りその実費を支給する。

(私用車での出張)

- 第7条 法人所有以外の自家用車等による出張を命じた場合は、燃料費・車両損 料・保険料等を含む 車両使用料として、1kmあたり30円支給する。
- 2 私有車による出張中の車輌の損傷・事故にかかる全支出は、すべて自己の負担とする。 (旅費の精算)
- 第8条 旅費は原則として概算払いとし、帰着後1週間以内に精算を行うものとする。 (役員慶弔見舞金)
- 第9条 役員慶弔見舞金は次のとおりとする。
 - (1) 傷病見舞金: 理事・監事・評議員・委員 10,000円 (10日以上入院の場合)
 - (2) 死亡 中慰金: 理事・監事・評議員・委員 香典 10,000円と 花輪ー対又は生花一対
 - (3) その他:上記の他、理事長が必要と認めた場合 (改廃の手続き)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。